

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

ふぐの販売等に関する規定について、ふぐに関する安全性を確保した上で、現状のふぐの流通形態に合わせた適正な規制とするため、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 用語の意義について（第2条関係）

ア 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他の健康を損なうおそれがある部位を完全に除去等することにより人の健康を損なわないように行うことを「ふぐの処理」と定義する。（第2条第1号関係）

イ 「ふぐ加工製品」、「ふぐ包丁師」及び「ふぐ営業」の用語の定義をより明確にする。（第2条第2号、第3号及び第4号関係）

ウ 業としてふぐ加工製品を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵する者を「ふぐ加工製品取扱者」と定義する。（第2条第6号関係）

(2) 「ふぐ加工製品」の調理・加工等について

「ふぐ加工製品」を業として取り扱う場合は、知事の認証を受けなくても届出のみで調理・加工等を認める。

これに伴い、仕入れた「ふぐ加工製品」を販売する者が届け出る事項のうち、同製品を調理・加工した者の氏名及び住所を削除し、代わりに、その情報の記録の保存を義務付ける。

（第14条、第16条、第17条及び第18条関係）

(3) ふぐ包丁師免許証の携帯義務について

ふぐの取扱い及び販売を行う際に携帯するよう改める。（第18条関係）

(4) 行政処分

2(2)における記録の保存を行わない場合には必要な措置を命じるなどの規定を加える。（第23条関係）

(5) その他

その他、所要の改正を行う。

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

平成28年8月1日

(2) 経過措置

ア 施行日前に交付されたふぐ加工製品販売届出済書は、改正後の条例に基づき交付されたふぐ加工製品取扱等届出済書とみなす（販売の届出に限る。）。

イ 施行日からふぐ加工製品の調理・加工を行う場合には、施行日前に予め届け出ができる。

ウ 知事は、2(2)の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書を交付するが、施行日前までは改正前の条例に規定されたふぐ加工製品販売届出済書とみなす。

新	旧
第1条（略） (用語の意義)	第1条（略） (用語の意義)
第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それと当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それと当該各号に定めるところによる。
（1）ふぐの処理 食用に供する目的で、ふぐの肝臓その他人の健康を損なうおそれがある部位（第18条第1項第1号において「有毒部位」という。）を完全に除去し、又は塩蔵その他の処理をすることにより人の健康を損なわないようすることをいう。	（1）ふぐ加工製品 ふぐの肝臓その他毒性のある部分（以下「有毒部位」という。）を除いたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装に入れたものをいう。
（2）ふぐ加工製品 ふぐの処理がされたものを調理し、又は加工したものであつて、容器包装（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第5項に規定する容器包装をいう。第17条第2号において同じ。）に入れられたものをいう。	（2）取扱い ふぐ（ふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの内臓を除去することをいう。
（3）ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、ふぐの取扱い（ふぐ（ふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品（食品衛生法第4条第1項に規定する食品をいう。以下同じ。）として販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵し、又はふぐの処理をすることをいう。以下同じ。）に従事する者をいう。	（3）ふぐ包丁師 第4条の規定により知事の免許を受けて、取扱いに従事する者をいう。

<p>(4) ふぐ営業 業として取扱い又はふぐの販売を行うことをいう。ただし、営業者としてふぐ御売業者にに対して行う販売を除く。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) ふぐ加工製品取扱者 第14条の規定により知事に届け出で、業としてふぐ加工製品の取扱い等（ふぐ加工製品（規則で定めるふぐ加工製品を除く。以下同じ。）を食品として販売し、又は販売の用に供するために調理し、加工し、若しくは貯蔵することをいう。以下同じ。）をする者をいう。</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) ふぐ加工製品販売者 第14条の規定により知事に届け出で、業としてふぐ加工製品を販売する者をいう。</p>
<p>（業務及び名称の使用制限）</p> <p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、ふぐの取扱いに従事してはならない。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>（業務及び名称の使用制限）</p> <p>第3条 ふぐ包丁師以外の者は、取扱いに従事してはならない。</p>
		2/8

新	旧
(免許)	(免許)
第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。	第4条 ふぐ包丁師になろうとする者は、次の各号のいずれかに該当し、知事の免許を受けなければならない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 前号の試験と同等以上のものであるとして知事が認める他の都道府県の知事が行う <u>ふぐの取扱い</u> に関する試験に合格し、免許を受けている者であること。	(2) 前号の試験と同等以上のものであるとして知事が認める他の都道府県の知事が行う <u>取扱い</u> に関する試験に合格し、免許を受けている者であること。
第5条～第7条 (略) (ふぐ営業の認証)	第5条～第7条 (略) (ふぐ営業の認証)
第8条 ふぐ営業をしようとする者は、営業の施設の所在地その他必要な事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。	第8条 ふぐ営業をしようとする者は、営業の場所その他必要な事項を記載した申請書を提出し、知事の認証を受けなければならない。
第9条 (略) (専属のふぐ包丁師の配置)	第9条 (略) (専属のふぐ包丁師の配置)
第10条 営業者は、自らふぐ包丁師であつて <u>ふぐの取扱い</u> に従事する場合のほか、専属のふぐ包丁師を置かなければならぬ。	第10条 営業者は、自らふぐ包丁師であつて <u>取扱い</u> に従事する場合のほか、専属のふぐ包丁師を置かなければならない。
(ふぐの取扱い等に係る禁止事項)	(ふぐ包丁師等の禁止事項)
第11条 ふぐ包丁師は、第8条の規定により認証を受けた営業の施設(以下「認証施設」という。)以外の場所で <u>ふぐの取扱い</u> に従事してはならない。	第11条 ふぐ包丁師は、第8条の規定により認証を受けた営業の場所以外の場所で <u>取扱い</u> に従事してはならない。
第12条 営業者及びふぐ包丁師は、ふぐを食品として販売し、又は販売の用に供するため調理し、加工し、若しくは陳列する場合は、ふぐの処理をし、清水で洗浄しなければならない。ただし、営業者等、ふぐ包丁師等又はふぐ営業者に対して行う販売については、この限りでない。	第12条 営業者又はふぐ包丁師は、ふぐを食品として販売し、調理し、加工し、陳列し、又は授与する場合は、有毒部位を除去し、清水で洗浄しなければならない。ただし、営業者、ふぐ包丁師及びふぐ営業者との間ににおける販売又は授与については、この限りでない。
第13条 (略)	第13条 (略)

(ふぐ加工製品の取扱い等の届出)	新	(ふぐ加工製品の販売の届出)	旧
<p>第14条 業としてふぐ加工製品の取扱い等をしようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、當業者が認証施設においてふぐ加工製品の取扱い等をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>第14条 業としてふぐ加工製品を販売しようとする者は、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定めるものを販売する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 販売しようとするふぐ加工製品を調理し、又は加工した者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	<p>(2) 販売しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに販売しようとする施設の名称及び所在地</p>	<p>(2) 販売しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>
<p>(2) ふぐ加工製品の取扱い等をしようとする施設の名稱及び所在地</p>	<p>(3) ふぐ加工製品の取扱い等のうち、行おうとするもの</p>	<p>(3) その他規則で定める事項</p>	<p>(3) その他規則で定める事項</p>
(届出済書の交付)	(届出済書の交付)	(届出済書の交付)	(届出済書の交付)
<p>第15条 知事は、前条の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下「届出済書」という。）を交付する。</p> <p>(届出事項の変更届等)</p>	<p>第15条 知事は、前条の届出を受理したときは、ふぐ加工製品取扱等届出済書（以下「届出済書」という。）を交付する。</p> <p>(届出事項の変更届等)</p>	<p>第16条 第14条の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、変更後7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。</p>	<p>第16条 第14条の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があつたときは、変更後7日以内にその旨を知事に届け出なければならない。ただし、当同条第1号のふぐ加工製品を調理し、又は加工した者の変更については、当該変更に係るふぐ加工製品を販売する前にあらかじめ届け出なければならぬい。</p>
2 届出済書の記載事項に変更があつたときは又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該届出済書を添えて、届出済書の書換え又は再交付を受けなければならない。	2 前項の届出のうち、届出済書の記載事項に変更があつたとき又は届出済書を亡失し、若しくは損傷したときは、記載事項の変更又は損傷にあつては当該届出済書を添えて、届出済書の書換え又は再交付を受けなければならない。		

	新	日	
(ふぐ加工製品の取扱い等に係る禁止事項)	＼。	(ふぐ加工製品販売者の禁止事項)	
第17条 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、次に掲げるものについて、ふぐ加工製品の取扱い等をしてはならない。ただし、ふぐ包丁師がふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。	第17条 ふぐ加工製品販売者は、次に掲げるものを販売してはならない。		
(1) ふぐ包丁師等が認証施設その他業としてふぐの取扱い等をすることができると他の都道府県知事等が認めた施設（次条第4項において「認証施設等」という。）においてふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものと認められないもの	(1) ふぐ包丁師その他有毒部位を確実に除去できる者が、定められた場所において調理し、又は加工したものと認められないもの		
(2) 容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該包装）の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの	(2) 容器包装（容器包装が小売りのために包装されている場合は、当該容器包装）の見やすい箇所に規則で定める事項を表示していないもの（営業者等が守るべき事項）		
第18条 営業者及びふぐ包丁師は、次に掲げる事項を守らなければならない。	第18条 営業者及びふぐ包丁師は、次に掲げる事項を守らなければならない。		
(1) 有毒部位は、墻の掛かる完全な専用容器に収容し、食用又は飼料に使用されないように処分すること。	(1) 有毒部位は、かぎの掛かる完全な専用容器に収容し、食用又は飼料に使用されないように處理すること。		
(2) ふぐの取扱いに用いた器具（食品衛生法第4条第4項に規定する器具をいう。）は、清水で完全に洗浄すること。	(2) 取扱いに用いた器具は、清水で完全に洗浄すること。		
(3) (略)	(3) (略)		
2 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、認証書又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。	2 営業者又はふぐ加工製品販売者は、認証書又は届出済書を客の見やすい場所に掲示しなければならない。		
3 ふぐ包丁師は、ふぐの取扱いをするときは、免許証を携帯していかなければならぬ。	3 ふぐ包丁師は、免許証を常に携帯していかなければならぬ。		
4 営業者及びふぐ加工製品取扱者は、規則で定めるところにより、ふぐ加工			

新

		旧
製品の取扱い等をしようとするものについて次に掲げる事項に関する記録を保存しなければならない。ただし、ふぐ包丁師が認証施設においてふぐ加工製品を調理し、又は加工する場合は、この限りでない。		
(1) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等を経営する営業者等の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）		
(2) 当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐが調理され、又は加工された認証施設等の名称及び所在地		
(3) ふぐ包丁師等が認証施設等において当該ふぐ加工製品の原材料であるふぐを調理し、又は加工したものである旨	第19条 (略) (ふぐ営業等の廃止)	
(4) その他規則で定める事項	第20条 (略) (ふぐ加工製品取扱者等の廃止)	
第19条 (略)	2 ふぐ加工製品取扱者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。	2 ふぐ加工製品販売者は、その業を廃止したときは、廃止した日から7日以内に知事にその旨を届け出て届出済書を返納しなければならない。
第20条 (略)	3 (略)	3 (略)
(報告の徴収等)		
第21条 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるとときは営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品取扱者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして認証施設、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設その他の場所に立ち入らせ、ふぐの取扱い等若しくはふぐ加工製品の取扱い等の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。	第21条 知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるとときは営業者、ふぐ包丁師、ふぐ加工製品販売者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員をして営業者若しくは販売の場所に立ち入らせ、取扱い若しくは販売の状況及び監督上必要な物件を検査させることができる。	

	新	旧
2 第22条 (略)	2 (略) 第22条 (略) (<u>営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継</u>)	2 (略) 第22条 (略) (<u>営業者等の地位の承継</u>)
第22条の 2 営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継	該営業を承継させるものに限る。) があつたときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。	該営業を承継させるものに限る。) があつたときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）があつたときは、相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継するための意思により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継する。
2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならぬ。	2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。	2 前項の規定により営業者又はふぐ加工製品販売者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
第22条の 3 (略)	第22条の 3 (略)	第22条の 3 (略)
第23条 知事は、営業者又はふぐ包丁師が次の各号のいづれかに該当するときは、食品衛生法第4条第6項に規定する食品衛生をいう。次項における「同じ。」上の危害を防止し、若しくは除去するためには必要な処置をとることを命じ、第4条の免許若しくは第8条の認証を取り消し、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。	(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者 (2) (略) (3) 第10条、第11条、第12条、第13条又は第17条の規定に違反したとき。 (4) (略) (5) 削除	(1) 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者 (2) (略) (3) 第10条、第11条、第12条又は第13条の規定に違反したとき。 (4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則若し

新	旧
<p>2 知事は、<u>ふぐ加工製品取扱者</u>が次の各号のいづれかに該当するときは、食 品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するためには必要な措置をとることを 命じ、又は期間を定めて業務の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 第17条の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 当該職員の指示を受けたにもかかわらず、第18条第2項又は第4項の 規定に違反したとき。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>くは命令に違反したとき。</p> <p>2 知事は、<u>ふぐ加工製品販売者</u>が次の各号のいづれかに該当するときは、食 品衛生上の危害を防止し、若しくは除去するためには必要な措置をとることを 命じ、又は期間を定めて販売の停止を命ずることができ。</p> <p>(1) 第16条第1項ただし書、第17条又は第18条第2項の規定に違反したと き。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則若しく は命令に違反したとき。</p> <p>(罰則)</p> <p>第24条 (略)</p>
<p>2 次の各号のいづれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰 金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条第1項ただし書の規定によるあらかじめの届出をせず、又は虚 偽の届出をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>	<p>2 次の各号のいづれかに該当する者は、6月以下の懲役又は5万円以下の罰 金に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第16条第1項ただし書の規定によるあらかじめの届出をせず、又は虚 偽の届出をした者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第25条～第27条 (略)</p>